

議案第 57 号

あきる野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 3 日

提出者 あきる野市長 澤 井 敏 和

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要がある。

あきる野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

あきる野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年あきる野市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長」を加える。

附則第 2 条中「平成 32 年 3 月 31 日」を「令和 2 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。